

三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定により準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり三宅町過疎地域持続的発展計画（令和 3 年 9 月策定）の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町過疎地域持続的発展計画（令和3年9月策定）の一部を次のとおり変更する。

6. 生活環境の整備 （3）計画の表中、
「

5. 生活環境 の整備	（4）過疎地 域持続的発展 特別事業 防災・防犯 その他	防犯カメラ設置事業補助金 空家対策事業 老朽危険空き家解体事業 公営住宅等長寿命化計画 公営住宅マネジメント事業 財産管理（総合センター解体工事）	三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町
----------------	--	--	--

」

を
「

5. 生活環境 の整備	（4）過疎地 域持続的発展 特別事業 防災・防犯 その他	防犯カメラ設置事業補助金 空家対策事業 老朽危険空き家解体事業 公営住宅等長寿命化計画 公営住宅マネジメント事業 財産管理（総合センター解体工事） 災害に強い町づくり事業 Web 版洪水ハザードマップ更新業務	三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町
----------------	--	---	--

」

に改める。

三宅町過疎地域持続的発展計画 変更箇所対照表

三宅町過疎地域持続的発展計画 変更箇所対照表				
頁	変更後			変更前
31	6. 生活環境の整備			6. 生活環境の整備
	(3) 計画			(3) 計画
	6. 生活環境 の整備	(7) 過疎地 域持続的発展 特別事業 防災・防犯 その他	防犯カメラ設置事業補助金 空家対策事業 老朽危険空き家解体事業 公営住宅等長寿命化計画 公営住宅マネジメント事業 財産管理（総合センター解体工事） <u>災害に強い町づくり事業</u> <u>Web版洪水ハザードマップ更新業務</u>	三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 <u>三宅町</u> <u>三宅町</u>
	6. 生活環境 の整備	(7) 過疎地域 持続的発展特別 事業 防災・防犯 その他	防犯カメラ設置事業補助金 空家対策事業 老朽危険空き家解体事業 公営住宅等長寿命化計画 公営住宅マネジメント事業 財産管理（総合センター解体工事）	三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町